

令和 7 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き 茂 原 市

日頃より、茂原市税務行政に対し格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、償却資産（固定資産税）の申告時期が近づいてまいりましたので、本手引きを参考に申告書を作成していただき、御提出をお願いいたします。
なお、申告書の控えに受付印が必要な場合は、控え用の申告書とともに必ず返送先を明記した封筒に切手を貼付のうえ同封してください。

【 申告期限 令和 7 年 1 月 31 日（金） 】

初めて申告をされる方 ・ 申告をお忘れの方へ

茂原市内に事業用の償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により毎年 1 月 1 日現在の資産の状況を 1 月 31 日までに茂原市長に申告していただく必要があります。

また、申告漏れ等の資産があることが判明した場合、地方税法第17条の5の規定により最大で5年間(偽りその他不正の行為は7年間)遡及して課税されます。例外はありませんので御注意ください。(過年度分に係る市税はその全額が一括で徴収されます。)

なお、償却資産が未申告とみられる場合、地方税法第354条の2の規定により国税庁の資料(所得税または法人税に関する書類)を閲覧させていただく場合がありますので御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

提 出 先

住 所 〒297-8511 千葉県 茂原市 道表1番地
茂原市 企画財政部 資産税課 償却資産係

連 絡 先 (TEL) 0475-20-1579 (FAX) 0475-20-1609

ウェブサイト http://www.city.mobara.chiba.jp/soshiki/2-4-0-0-0_1.html

【 目 次 】

I.	申告について	
1	申告していただく方	3
2	申告方法と提出書類	3
3	申告をしない場合・虚偽の申告をした場合	4
II.	償却資産について	
1	償却資産とは	4
2	申告にあたり、注意が必要となる資産	6
3	申告の対象とならない資産	7
4	少額償却資産等の取扱いについて	7
5	償却資産と家屋の区分	8
6	太陽光発電設備について	9
7	課税標準の特例・固定資産税の減免について	10
III.	税額の算出方法	
1	課税標準額の計算	11
2	税額の計算	11
3	令和7年度 税額の計算例	11
IV.	固定資産税(償却資産)Q&A	12
◆	申告書類 チェックリスト	うら表紙
◆	申告書の提出方法	うら表紙

I. 申告について

1 申告していただく方

令和7年1月1日現在、茂原市内において事業を営んでいる個人及び法人の方です。

※ 事業所等はなくとも、事業用資産を茂原市内に所有する場合も含まれます。

2 申告方法と提出書類

申告書の記載例（12 ページ以降）を参照のうえ、下記提出書類に必要事項を記入してご提出ください。なお、種類別明細書は複写式になっています。1枚目のみ提出し、青字で複写されている2枚目はお手元に保管ください。減少資産用の明細書はありませんので、「増加資産・全資産用」にすべての資産を記入してください。

(1) 本年度から初めて申告される方

提出書類	償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）
注意点	令和7年1月1日現在、茂原市内に所有しているすべての償却資産を申告してください。償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

(2) 前年度に申告された方

提出書類	償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）
注意点	前年中（令和6年1月2日から令和7年1月1日まで）に増加・減少した資産や修正のある資産を種類別明細書に記入してください。 前年より前に取得した資産で、申告漏れの資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に「申告もれ」と記入してください。 あらかじめ印字してある資産に変動がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。

(3) 自社電算機により全資産申告をされる方

提出書類	償却資産申告書、種類別明細書
注意点	令和7年1月1日現在、茂原市内に所有しているすべての償却資産について、評価額を算出のうえ申告してください。資産明細も必ず添付してください。

(4) 廃業・解散・休業、移転・市内支店廃止、その他市内での事業をやめた方

提出書類	償却資産申告書
注意点	申告書の備考欄に事由及び事由発生日を記入してください。合併による解散の場合は合併した法人名、移転された場合は移転先住所も記入してください。

(5) 相続・合併等により資産を取得された方

提出書類	償却資産申告書
注意点	申告書の備考欄に相続（合併）した旨及び当該年月日と被相続人（被合併法人）の氏名（名称）、住所（所在地）を記入してください。

3 申告をしない場合、または虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしない場合、または虚偽の申告をされた場合は、地方税法及び茂原市税条例により罰則規定がありますので、申告漏れのないようご注意ください。

申告漏れ等の資産があることが判明した場合、最大で5年間（偽りその他不正の行為は7年間）遡及して課税されます。過年度分に係る市税はその全額が一括で徴収されます。

償却資産が未申告とみられる場合、国税庁の資料（所得税または法人税に関する書類）を閲覧させていただく場合があります。

II. 償却資産について

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場、賃貸マンション、アパートなどを貸し付けている方が、それらの事業のために用いている構築物、機械、工具、器具、備品等が対象となります。

ただし、無形減価償却資産（ソフトウェアや特許権等）や、固定資産税が課税される土地・家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等は課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付けている場合も含まれます。

（1）申告の対象となる資産とは

申告の対象となる資産は、1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産で、原則として耐用年数が1年以上かつ1個または1組の取得価額（附帯費用含む）が10万円以上の事業用資産です。

※ 10万円未満の資産でも、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象となります。

（2）国税との主な違い

	固定資産税	国税
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法の選択制
前年度の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良を加えた資産と改良費	区分評価（別の資産として申告）	合算評価

(3) 業種別 償却資産の具体例

業種	主な償却資産の内容
各業種共通のもの	外構工事（門、塀・フェンス、駐車場等の舗装路面、庭園・緑化施設等）、看板（広告塔、ネオンサイン 等）、外灯・照明等の電気設備、受変電設備、屋外給排水設備、（賃借人による）内装等の内部造作、電話機器（交換機）、エアコン、パソコン、コピー機、ファクシミリ、応接セット、ロッカー、キャビネット、レジスター、室内装飾品、金庫 等
不動産貸付業 （賃貸住宅新築）	外構工事（上記のもののほか、自転車置場、ごみ置場 等）、館名看板、集合郵便受け、太陽光発電設備（屋根材でないもの） 等
駐車場事業	駐車場の舗装路面、駐車管理装置、駐車場料金精算機 等
太陽光発電事業	太陽光発電設備（アパートや店舗等の屋根への設置も対象 ※屋根材でないもの）、フェンス、舗装路面コンクリート、監視カメラ 等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機 等
飲食店	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、接客用家具・備品、テレビ、カラオケセット、放送設備、自動販売機 等
理容業・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、理・美容いす、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、サインポール 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備 等
製パン業・製菓業	厨房設備、窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー 等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、診察・手術・分娩台、ファイバースコープ、人工呼吸器、消毒殺菌機器、手術機器、検査機器、歯科診療用ユニット、調剤機器 等）、事務機器、待合室いす 等
工場	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、溶接機、プレス機、グラインダー、金型、洗浄給水設備、構内舗装、貯水設備 等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉替機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器 等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機 等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、レッカー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、コンプレッサー、充電器、洗車機、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下タンク、ガソリン計量器、独立キャノピー、自動販売機 等
ホテル・旅館	ルームインジゲータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー 等
農業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具 等

(4) 償却資産の種類分け

	種類	主な償却資産
1	構築物	門、塀、擁壁、フェンス、構内舗装（駐車場舗装等）、自転車・自動車置場、庭園、緑化施設、看板、屋外給排水設備、LAN 配線設備、ビニールハウス 等
	建築付属設備	受変電設備、中央監視制御装置、発電機設備、建物から独立した設備、テナントが施工した内部造作・照明設備・給排水衛生設備・ガス設備 等 ※家屋として課税されるものは除きます。
2	機械及び装置	各種製造に伴う設備及びその他の事業などの機械・装置、太陽光発電設備（アパートや店舗等の屋根への設置も対象）等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、客船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（自動車登録番号の分類番号が 0、00～09、000～099、9、90～99、900～999 のもの）のうち、自走式作業用機械を除くもの ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。
6	工具、器具及び備品	机、いす、応接セット、陳列ケース、ロッカー、エアコン、複写機、FAX、パソコン、電話機器（交換機）、レジスター、テレビ、医療機器、理美容器具、看板（ネオンサイン）、自動販売機 等

2 申告にあたり、注意が必要となる資産

次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告が必要です。

1	簿外資産	帳簿に記載のない資産。
2	償却済資産	減価償却を終え、最低限度額（1円）のみとなっている資産。
3	資本的支出	税務会計上、資本的支出として資産計上したもの（改良費など）。本体とは別に新たな資産の取得として扱います。
4	少額の減価償却資産	取得価額 20 万円未満のものであっても、資産として計上し、個別に減価償却を行っているもの。（一括3年償却を選択していない資産）
5	即時償却資産	租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしたもの。税務会計上、通常付すべき耐用年数で申告してください。
6	遊休・未稼働資産	稼働していないがいつでも事業の用に供しうる状態にある資産。
7	建設仮勘定資産	建設仮勘定で計上しているが、基準日現在でその一部または全部を事業の用に供しているもの。
8	福利厚生施設の資産	従業員の福利厚生のために供している医療、食堂、娯楽等の施設の用に供している資産。
9	減価償却していない資産	赤字決算などのため減価償却していないが、本来減価償却が可能な資産。
10	貸付資産（リース資産）	所有者が事業として他人に貸し付けている資産。原則リース会社が申告することとなります。
11	大型特殊自動車	車種別番号が 0、00～09、000～099（建設機械）あるいは 9、90～99、900～999（建設機械以外）のもの。
12	清算法人の資産	清算中の法人が清算事務のため使用している資産。

3 申告の対象とならない資産

次のような資産は課税の対象となりませんので、申告の必要はありません。

1	自動車税または軽自動車税の課税対象となるもの	小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどは、ナンバープレートの交付を受けずに事業所構内で使用する場合であっても、軽自動車税の対象となります。
2	無形減価償却資産	特許権・営業権・漁業権・電話加入権・ソフトウェアなど。
3	繰延資産	開業費・開発費など。
4	棚卸資産	商品・貯蔵品など。
5	少額償却資産その他政令で定める資産	税務会計上、一時損金算入の処理をした資産または一括償却の処理をした資産など。

4 少額償却資産等の取扱いについて

償却資産の申告が不要な「少額資産」とは、次の①～③をいいます。

- ① 耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金（必要経費）に算入されるもの。
- ② 取得価額が20万円未満の資産のうち、3年間で一括して損金（必要経費）に算入されるもの。
- ③ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産。

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の特例を適用して損金（必要経費）に算入した資産や、少額であっても国税上で①・②の処理を行わずに個別に減価償却している資産は、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

償却方法と取得価額による課税対象の一覧 : 申告対象、 : 申告対象外

30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5ほか)		個別に減価償却しているもの
20万円未満	法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2、所得税法施行令第139条)	
10万円未満		一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)	

5 償却資産と家屋の区分

建物附属設備を新たに取り付けた場合、固定資産税の取扱い上、次の区分により償却資産と家屋とに分離して課税されます。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合（自己所有の建物に設備等を取り付けた場合）

(ア) 償却資産の申告対象とするもの

- ①単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（ルームエアコン等）
- ②独立した機器としての性格が強いもの（受変電・発電機・蓄電池設備等）
- ③特定の生産業務の用に供されるもの（工場の生産事業に供される電気・ガス・給排水設備、ホテルや病院における営業用の厨房・洗濯設備等）

(イ) 家屋として評価するもの

家屋の所有者が家屋に取り付けた建築設備で、構造上一体となって家屋の効用を高める電気・ガス・給排水・衛生・消火・空調・塵芥処理設備等。

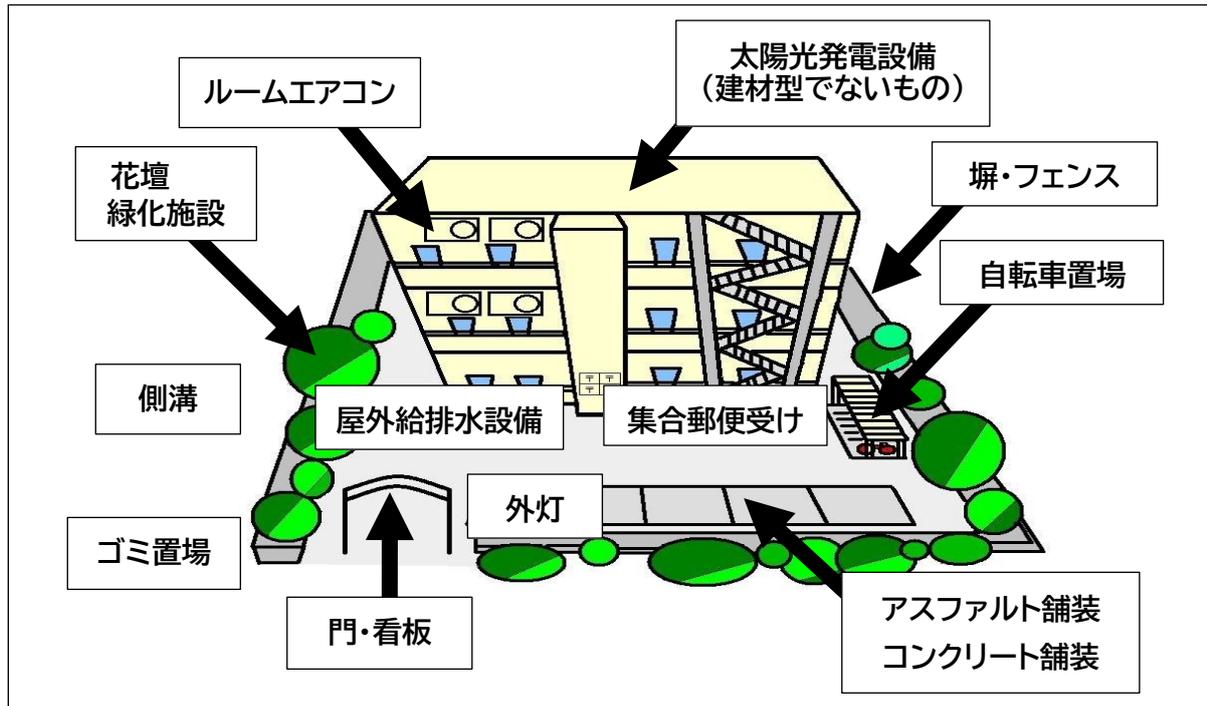
(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合（テナント等が他人所有の建物に設備等を取り付けた場合）

家屋の賃借人（テナント）等の家屋所有者以外の者が、その事業の用に供するために取り付けた建築設備や内装設備は、取り付けた者が償却資産として申告します。

(3) 家屋と償却資産の区分例

設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	家屋	償却資産	家屋	償却資産
受変電設備、発電機設備、蓄電池設備		○		○
動力配線設備	○			○
中央監視設備		○		○
電灯コンセント設備、照明器具設備（屋外）		○		○
電灯コンセント設備、照明器具設備（屋内）	○			○
LAN 設備		○		○
ガス設備（屋内）、給排水設備（屋内）、衛生設備	○			○
空調設備（家屋と構造上一体のもの）	○			○
消火栓設備、スプリンクラー設備	○			○
エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター	○			○
広告塔、ネオンサイン、袖看板		○		○
床・壁・天井仕上、店舗造作等	○			○
外構工事（門、塀、緑化施設等）		○		○

例：賃貸アパート（不動産事業）における申告対象償却資産



6 太陽光発電設備について

(1) 課税対象となる設備

太陽光発電設備を所有し売電されている場合は、土地・家屋とは別に、太陽光発電設備一式が償却資産として課税されます。設備を施工・販売している会社が棚卸資産として所有している場合は、会社で売電収入を得ているものに限り申告の対象となります。

(2) 申告の対象となる太陽光発電設備の要件

設置者	「10kw 未満」の発電出力 (余剰売電)	「10kw 以上」の発電出力 (全量売電・余剰売電)
個人 (住宅用)	< 申告対象外 > 事業用資産に該当しません。 ※ 自己の居住の用に供する資産に限られます。	< 申告対象 > 家屋の屋根などに設置して売電される場合は、事業用資産に該当します。
個人 (事業用)	< 申告対象 >	
	賃貸アパートや遊休地などに設置している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、事業用資産に該当します。	
法人	< 申告対象 >	
	法人が事業のために所有する資産となりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず、事業用資産に該当します。	

※ 家屋に一体の建材（屋根材など）として設置されている場合は、家屋として評価の対象になりますので、償却資産の申告は不要です。

(3) 申告の対象となる太陽光発電設備の具体的な資産

種類	主な償却資産（太陽光発電設備関係）
構築物	アスファルト舗装、コンクリート舗装、フェンス 等
機械及び装置	太陽光パネル、架台、送電設備、パワーコンディショナー、設置工事費 等
工具、器具及び備品	監視用カメラ設備 等

7 課税標準の特例・固定資産税の減免について

(1) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた資産は、課税標準の特例が適用され税額が軽減されます。「固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書」及び特例に該当する事を証する書類をご提出ください。

課税標準の特例の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

根拠法令	対象資産 (取得時期)	割合 (期間)	提出書類
法第 349 条の 3			
第 27 項 第 28 項 第 29 項	家庭的保育事業用施設 居宅訪問型保育事業用施設 事業所内保育事業用施設	1/2 (無 期)	許可を受けたことがわかる書類
法第 349 条の 3 の 4			
	被災償却資産に代わるものと認められる償却資産	1/2 (4 年間)	被災代替償却資産特例適用申請書 代替償却資産対照表 被災証明書（該当する方のみ）
法附則第 15 条			
第 2 項	汚水又は廃液の処理施設 ※ R8.3.31 までの取得	1/2 (無 期)	特定施設設置(使用・変更)届出書
第 44 項	中小企業者等が取得した先端設備等（賃上げ目標を盛り込んだ計画） ※ R5.4.1～R7.3.31 取得	1/3 (5 年間)	先端設備等導入計画の認定書 認定経営革新等支援機構の確認書 ※賃上げを伴う計画の場合、方針を証する書類（5 年間 1/3）
	中小企業者等が取得した先端設備等 ※ R5.4.1～R7.3.31 取得	1/2 (3 年間)	

(2) 固定資産税の減免が適用される償却資産

茂原市税条例第 71 条の規定に該当する資産は、所有者からの申請があった場合に限り、固定資産税の全部または一部が免除されます。該当資産を所有する方は、「固定資産税・都市計画税 減免申請書」に必要事項を記入のうえ、減免内容に係る資料と共にご提出ください。

Ⅲ. 税額の算出方法

1 課税標準額の計算

前年中に取得した資産の評価額	前年前に取得した資産の評価額
取得価額×(1-r/2)	前年度評価額×(1-r)

耐用年数に応ずる減価率・減価残存率表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r			前年中取得 1-r/2	前年前取得 1-r
				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

2 税額の計算

課税標準額（1,000円未満切り捨て）×税率（1.4%）＝税額（100円未満切り捨て）

※ 課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

3 令和7年度 税額の計算例

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	令和7年度評価額
外構工事	令和6年9月	1,000,000円	15年	1,000,000×0.929 = 929,000
太陽光発電設備	令和5年6月	4,300,000円	17年	4,300,000×0.936 = 4,024,800 (令和6年度評価額)
				4,024,800×0.873 = 3,513,650 (令和7年度評価額)
パソコン	令和6年2月	500,000円	4年	500,000×0.781 = 390,500
				合計 4,833,150

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額（特例資産がない場合） ←

1,000円未満を切り捨て※、税率1.4%をかけます。 $4,833,000 \times 0.014 = 67,662$



※土地・家屋をお持ちの場合はそれぞれの課税標準額を合算してから、1,000円未満を切り捨てます。

100円未満を切り捨てます。 $67,662 \rightarrow$ **67,600円（税額）**

IV. 固定資産税(償却資産)Q&A

Q1 昨年と比べて資産の内容に変更がなくても、申告が必要ですか。

A1 必要です。申告書右下の備考欄に「増減なし」と記入のうえご提出ください。

Q2 令和6年中に廃業・清算終了しましたが、申告が必要ですか。

A2 令和7年度の申告が必要です。申告書右下の備考欄に「廃業」の旨及び廃業日を記入のうえご提出ください。令和8年度以降の申告は不要です。

Q3 資産というほどのものは持っていない個人事業主ですが、申告が必要ですか。

A3 必要です。4ページ「申告の対象となる資産」に該当すれば、事務机ひとつでも申告の対象となります。対象資産がない場合でも、申告がなければ市では資産の有無を把握できませんので、該当資産がない旨の申告または連絡をお願いします。

Q4 耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産についても、申告が必要ですか。

A4 必要です。減価償却済となった資産でも、固定資産税においては取得価額の5%が評価額の最低限度額として残ります。その資産が現に事業の用に供されている、また事業の用に供することができる状態にある場合は、申告の対象となります。

Q5 税務署に申告をしていますが、市にも申告が必要ですか。

A5 必要です。確定申告は国税(所得税や法人税)の計算のためのものであり、償却資産の申告は市税(固定資産税)の賦課に必要なものです。個人の場合は「減価償却費の計算」部分が、法人の場合は決算資料の「別表16」や固定資産台帳部分が、市への申告対象となる資産である可能性があります。ただし、家屋や自動車、ソフトウェア等は除きます。

Q6 納税通知書が届きませんが、なぜですか。

A6 同一人が市内に所有する固定資産(償却資産)の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、免税点未満となり固定資産税(償却資産)が課税されません。そのため、納税通知書もお届けしておりません。

ただし、免税点未満となる場合でも償却資産の申告は必要です。

Q7 資産譲渡後(年の途中の売買等)の納税義務者は誰になりますか。

A7 納税義務者は、地方税法の規定により賦課期日(1月1日)現在の所有者となります。そのため、仮に1月2日以降に所有権の移転が行われても、納税義務者は変わりません。例えば令和7年1月2日付けでA社からB社へ資産の譲渡があっ

ても、令和7年度の納税義務者はA社となります。

Q8 相続をした償却資産はどのように申告すればよいですか。

A8 被相続人の取得年月、取得価額及び耐用年数を引き継いで申告してください。

なお、相続の結果、共有資産となった場合は、持分に応じて申告書を分けるのではなく、代表者を決めていただき、「〇〇 〇〇 外1名」といった共有名義で1枚の申告書を作成していただきます。備考欄に共有者の氏名及び住所、各人の持分を記入のうえご申告ください。

Q9 提出した申告内容に誤りがあった場合、どのようにしたらよいですか。

A9 申告書の備考欄に「修正申告」と明記したうえで、修正後の内容にて再提出してください。なお、修正箇所について確認のご連絡を差し上げることがありますので、あらかじめご了承ください。

Q10 償却資産の取得価額を記入する際、消費税額はどのようにしたらよいですか。

A10 税務会計上採用している方式でご申告ください。税抜経理方式を採用している場合は消費税額を含まない金額、税込経理方式を採用している場合は消費税額を含む金額となります。

Q11 事業用家屋を取得した場合、どのような資産の申告が必要ですか。

A11 事業用家屋を建築した場合は、家屋評価に含まれない付帯設備について申告していただきます。具体的には、受変電設備、蓄電池設備などの建物附属設備、塀やフェンス、駐車場などの外構工事、水道引込工事などの屋外給排水設備などが該当します。8・9ページも参照してください。

なお、税務上「建物一式」として資産をまとめて減価償却している場合であっても、該当する資産を抜き出して申告していただく必要があります。

Q12 現在使っていない機械がありますが、これも申告に含みますか。

A12 申告対象は「事業の用に供することができる」資産であるため、現に使用していない（事業の用に供していない）ものであっても、本来的に事業の用に供することができる状態の資産であれば、対象に含まれます。

ただし、生産方式の変更または機能の劣化、旧式化等によって、現実には使用されなくなり、将来ほかに転用する見込みもないまま、解体も撤去もされず原形をとどめているような資産については、現在使用していないだけでなく、将来においても使用しないことが客観的に明確であるため、「事業の用に供することができる」資産には該当しませんので、申告の必要はありません。

◆ 申告書類 チェックリスト ◆

- 申告書に連絡先の電話番号は記入されていますか？
- 申告書に資産の所在地は記入されていますか？
- 申告書に個人番号または法人番号は記入されていますか？
- 課税明細書の印字内容に変更はありませんか？
- 増加資産の取得年月・取得価額・耐用年数は記入されていますか？
- 増加資産の事由欄（1～4）該当する番号に○は付されていますか？

非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、指定の書類を添えてご提出ください。

◆ 申告書の提出方法 ◆

（1）窓口に提出する場合

市役所本庁 2 階 12 番窓口（資産税課）にご提出ください。

（2）郵送の場合

1 枚目(提出用)をお送りください。2 枚目(控え用)はお手元に保管してください。

控えに受付印が必要な場合は、2 枚目(控え用)とともに返送先を明記した封筒に切手を貼付のうえ同封してください。返信用封筒がない場合、控えを返送することができません。

（3）電子申告の場合

eLTAXによる電子申告をご利用できます。

eLTAX（エルタックス = 地方税ポータルシステム）は、所定の手続きを行いパソコンで申告データを送信できるものです。利用届出（新規）を提出後、PCdesk などの **eLTAX** 対応ソフトウェアで申告書の作成、送信を行います。送信されたデータは、地方税ポータルセンターを通じ、茂原市に配信されます。

電子申告をはじめ、**eLTAX** のサービスは無料でご利用いただけます。
ご利用方法等の詳しい情報は、地方税共同機構のウェブサイト
(<http://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

〒297-8511

千葉県 茂原市 道表 1 番地

茂原市役所 資産税課 償却資産係 行

申告書を郵送される場合、
切り取って宛名として御利用ください。